

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成29年12月8日（金）11:37～11:51
- 2 場所 永田町合同庁舎1階共用第2会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 座長代理 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表
委員 本間 正義 西南学院大学経済学部教授

<提案者>

- 松原 英憲 東京都国家戦略特区推進担当部長
奥村 真宏 東京都統括課長代理（国家戦略特区推進担当）
村木 厚哉 東京都調整部渉外課外国企業誘致推進担当
松崎 みさ 株式会社WORK JAPAN代表取締役

<事務局>

- 村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官
木村 順治 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 ペイロールカードについて
 - 3 閉会
-

○事務局 それでは、4番目の議題でございます。「ペイロールカードについて」ということございまして、東京都の皆様と事業者の方ということで、株式会社WORK JAPANからお越しいただいております。

それでは、よろしく申し上げます。

○原座長代理 少し遅れてしまいまして済みませんでした。大変ありがとうございます。

それでは、御説明をお願いいたします。

○松原部長 まず、東京都のほうから概略を御説明させていただいた上で、事業者の方から詳細について御説明させていただければと思います。

まず、こちらの1枚紙でございますが「ペイロールカード口座に賃金支払を可能とする規制の緩和」ということございまして、課題といたしましては、外国人の方がなかなか

銀行口座を開くことが難しいということをごさいます、銀行振り込みに代替する賃金支払い手段への需要が高いということをごさいます。

結局、銀行が開設されませんと決済が制限されてまいりますので、日常の経済活動にも影響が出てくるということをごさいます。

イメージをごさいますが、これはペイロールカードと書いてありますが、前払い式のカードをごさいますけれども、これは、銀行口座は不要なのですが、雇用主がペイロールカードのほうに給与を振り込むと、この労働者の方が加盟店で決済したりですとか、ATMからの現金引き出しもできて、生活が便利になるものをごさいます。

ただ、現状といたしましては、労働基準法のほうに賃金の支払いについては通貨払いが原則で、例外として銀行等の預貯金などに限定されておりますので、このペイロールカードへの給与振り込みが労働基準法上できないということをごさいます。

このため、ペイロールカード口座への賃金支払いを可能とするため、労働基準法における通貨払いの特例を創設できないかという提案の内容をごさいます。

詳細につきまして、また事業者様のほうから御説明させていただければと思います。

○松崎代表取締役 こちらに置いております資料を御覧いただければと思います。

最初のほうは私自身の紹介という形で、そこは省いて大丈夫ですね。

ただいま、松原部長のほうから、ペイロールカードへの給与支払いということで説明させていただいておりますけれども、私どもが考えているペイロールカードというのは、VISAとかMasterCardなどの国際ブランドがついたプリペイドカードです。クレジットカードとデビットカードというのは皆さん御存知かと思っておりますけれども、クレジットカードというのは何らかのローン、決算して1カ月後に支払いますというのはローンになります。また、デビットカードというのは銀行口座にひもづいて、銀行が発行して、その口座内にある残高を使うという形になってはいますが、外国人の場合はなかなか日本での信用がないということで、クレジットカードもデビットカードも発行を受けることができておりません。

そこで考えたのがプリペイドカードです。プリペイドカードというのは、自らがそこに現金を入れて、入金をして、そのカードの残高内で決済をする。インターネットで何かを買うとか、航空券を買うとか、若しくは、そこに決済されたお金を現金引き出しするという形です。

この通常のプリペイドカード、SuicaとかPASMOといったプリペイドカードというのは、一旦入金をしたものを現金出すことができません。それは前払い式のプリペイドカードという形になっておまして、定義を最後のページに「プリペイドカードの種別規制」ということで述べさせていただいているのですけれども、通常のQuoカードとかSuicaとか、ローソンが発行しているローソンでしか使えないプリペイドカードというのは、一旦入金されたお金を出すことができません。商品やサービスを買う決済には使えるのですけれども、現金出すことができません。

当初のプリペイドカードの場合は、金融庁に確認をさせていただいているのですけれど

も、トラベラーズチェックや、これと機能が類似する電子マネーカードという位置付けになりまして、第三者の店舗でも利用できますが現金引き出しもできるという仕組みです。

これには資金移動業登録が必要ですよということを金融庁に確認しております。こういった種類のプリペイドカードを発行し、そこに枝番口座をつけて、雇用主から給与が直接入金されることによって、銀行口座を持ってないような外国人の方々でもVISAやMasterCardを持ったのと同じような効果を得て決済に使えるという環境を提供したいということで、このような御提案をさせていただいております。

あとは、資金移動業者の消費者保護のところ、ここにいろいろなことが書いてあるのです。「履行保証金の供託等について」というところがあるのですが、お預かりしたお金をちゃんと保全できるのかということなのですけれども、ちょっと文字化けしてしまっていますが、今、資金移動業で決められているルールというのが、100%の資金を保全しなさいと。その100%というのはどこを基準にするかということ、前週の1週間の中での最高額を100%として保全しなければならないというルールがあります。

○原委座長代理 ありがとうございます。

御質問はございますか。

○阿曾沼委員 一つ基本的な質問ですが、VISAやMasterCardが使っているというのは、加盟店で決済するときにはクレジットカード機能として決済するのですか。

○松崎代表取締役 クレジットカードというのは、例えば今、口座に残高がなくても将来後払いするという意味でローンの形ですけれども、この定義では、プリペイドカードの中に残高がある分まで使えるという考え方の決済です。

○阿曾沼委員 加盟店側は、このペイロールカードの信頼度、信用性というのは何をもって信用するのですか。

○松崎代表取締役 それはVISAのネットワークです。

○阿曾沼委員 なるほど、そこでVISAとかMasterCardというネットワークが重要になってくる訳ですね。

○松崎代表取締役 そうです。利用の瞬間に照会ができるということです。

○阿曾沼委員 現金引き出しはどこのATMでも使えるのですか。

○松崎代表取締役 現金引き出しはまだまだ使えないATMが多いのです。これはゆうちょ銀行がATMをたくさん持っていらっしゃるのですけれども、ゆうちょ銀行の池田社長ともお話をしております、来年の1月以降、現金引き出しができるATMをゆうちょ銀行が拡大していくということで、全てのATMでできるわけではないのですけれども、今後ふえていく。

○阿曾沼委員 現在は、どこのATMが使えるのですか。

○松崎代表取締役 セブン銀行とゆうちょのATMであればほぼできる。

○阿曾沼委員 そうすると、利用するのに余り苦勞はしないのですね。

○松崎代表取締役 そうですね。ゆうちょであれば本当に全国津々浦々展開されているので。

○本間委員 ちょっとよく見えないのは、WORK JAPANの役割といたしますか、責任といたしますか、そのあたりをもう少し詳しく。

○松崎代表取締役 当社は、現在は1つ目の事業といたしまして、国内に住む外国人の求人サイトを運営しているのです。国内にいる外国人の方が職探しに苦労するというところがあるので、仕事探しのためのサイトを運営しております、まだ11月にリリースしたばかりなのですが、5,000人ほどの登録者がおりまして、これは今後拡大していく予定になっておりまして、一つは、プリペイドカードの利用者を募っていくということがあります。

それから、もう一つ附則的なビジネスになるのですけれども、プリペイドカードを利用している方のおサイフケータイ的なケータイウォレットを提供していくようなことをやっていこうと考えております。

これはちょっと今回の御提案とは違うのかもしれませんが。

○本間委員 この仕組みを、他社といたしますか東京都で限定的に特区でやる場合に、WORK JAPANに限定するのか、あるいは、ほかでこういうことをやりたいというところが出てくるかもしれないという問題はありますね。

そのあたりは、東京都という特区の限定はあるのだけれども、業者に関してはどのような扱いを考えているのかということについてはどうでしょうか。

○松原部長 そこは今後の議論もあるとは思いますが、恐らく一定の要件に該当する事業者について、こういうことが可能になるとした場合には、要件に該当すれば認めることになるのが一般かとは思いますが。

○阿曾沼委員 これは雇用主、加盟店等々から手数料収入などは想定するのですか。

○松崎代表取締役 雇用主からの手数料収入というのは特になくはないと思います。雇用主はあくまでも銀行口座に振り込むかプリペイドカードの口座に振り込むかという考え方です。

加盟店収入という部分でいうと、VISAネットワークの中での加盟店収入というのは考えられると思います。

○阿曾沼委員 わかりました。ありがとうございました。

○原座長代理 よろしいですか。

それでは、どうも大変ありがとうございました。